

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		動物取扱業者への勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 23 条第 1 項及び第 2 項
所 管 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>動物取扱業者が動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>動物取扱業者が以下の規定を遵守していないと認めるとき、必要な措置を取るべきことを勧告することができる。 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、購入しようとする者に事業所において動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面又は対面に相当する方法により書面又は電磁的記録を用いて飼養または保管の方法、生年月日、繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養または保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る)は、その繁殖を行った犬又は猫が出生後 56 日を経過しないものを販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。</p>
		備 考